

活動基金の取扱要領

1. 活動基金は、専門部活動の充実を図るための大会助成を中心とした活動を行うための基金とする。
2. この基金は、従来の「研究活動基金」と「積立金」を平成18年度より統合し一本化したものである。研究論文等の賞金は本会計へ組み込むこととする。
3. この会計の使途については、あらかじめ理事・評議員会にはかって承認を得なければならない。
4. この会計の収支状況は、監査のうえ評議員会に報告するものとする。
5. この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 令和7年5月30日改正